

令和8年度神奈川県特別高圧受電医療機関支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気代高騰の影響を公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関への事業継続に向けた支援として、令和8年度神奈川県特別高圧受電医療機関支援金(以下「支援金」という。)を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の支給対象者)

第2条 支援金の支給対象者は、神奈川県内に所在し、次の全てを満たす病院を運営する事業者(以下「支給対象事業者」という。)とする。

- (1) 令和8年7月1日以前に健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく保険医療機関の指定を受けた病院であること。
- (2) 特別高圧電力(契約電力が2,000kw以上、かつ供給電圧が20,000V(20kV)以上)を契約している病院であること。
- (3) 次条に定める支援対象期間に運営を継続する予定であること。

(支援対象期間)

第3条 支援の対象となる期間(以下「支援対象期間」という。)は、令和8年7月1日から令和8年9月30日とする。

(支援金額)

第4条 支援金の支給額は、病床1床あたり15,000円とする。ただし申請する病床数は医療法第27条に基づく使用許可病床数を原則とする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする支給対象事業者は、令和8年度神奈川県特別高圧受電医療機関支援金に係る支給申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 振込先口座の通帳の写し等、振込先口座が確認できる書類
- (2) 特別高圧電力を契約している病院であることが確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(支援金の支給決定)

第6条 知事は、前条の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、支援金の支給決定をした場合、申請者に対し、令和8年度神奈川県特別高圧受電医療機関支援金支給決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。なお、支援金を支給しないと決定した場合、申請者に対し令和8年度神奈川県特別高圧受電医療機関支援金不支給決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、申請者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(決定の取消し)

第7条 知事は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和8年度神奈川県特別高圧受電医療機関支援金支給決定取消通知書(第4号様式)を通知することにより、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給対象事業者には該当しないことが判明した場合
- (2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合
- (3) その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

(支援金の返還)

第8条 知事は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(報告及び調査)

第9条 知事は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(暴力団排除)

第10条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、支援金支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ支援金の支給を申請した事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、支援金の支給を受けた事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(書類の整備等)

第11条 支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

2 支援金の支給を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第12条 支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名又は法人名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(その他)

第13条 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月22日から施行する。